

川崎市市内における盛土規制法に基づく 基礎調査（既存盛土等調査）の結果をお知らせします

川崎市では、盛土規制法に基づく「既存盛土等調査」を市域全体を対象に令和 5 年 4 月から令和 7 年 1 0 月まで実施し、その結果を取りまとめましたので公表します。調査の結果、1,997 箇所の「過去に行われた盛土等」が確認されました。

なお、確認された 1,997 箇所について、応急対策の必要性判断を実施した結果、「応急対策が必要となる盛土等」は確認されませんでした。

詳細結果については、本市ホームページより確認することができます。

川崎市では今後、おおむね 5 年ごとに行う基礎調査の実施に併せて「経過観察」を行うなど、必要に応じた対応を行ってまいります。

※盛土規制法とは、従来の「宅地造成等規制法」（通称：宅造法）が抜本的に改正され、盛土等に伴う災害の防止を目的として、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）となり、令和 5 年 5 月 26 日に施行されました。これにより、おおむね 5 年ごとの災害の防止のための調査（「区域指定調査」及び「既存盛土等調査」）を都道府県や政令指定都市等で行うことが義務付けられました。

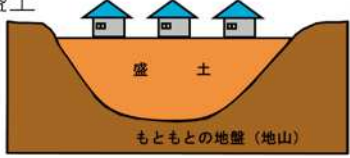
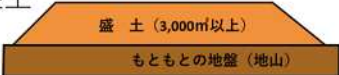
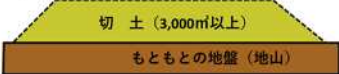
※川崎市では「区域指定調査」を実施し、令和 7 年 4 月 1 日に市域全域を宅地造成等工事規制区域として指定を行い運用を開始しております。

1 調査期間

令和 5 年 4 月から令和 7 年 1 0 月にかけて調査を行いました。

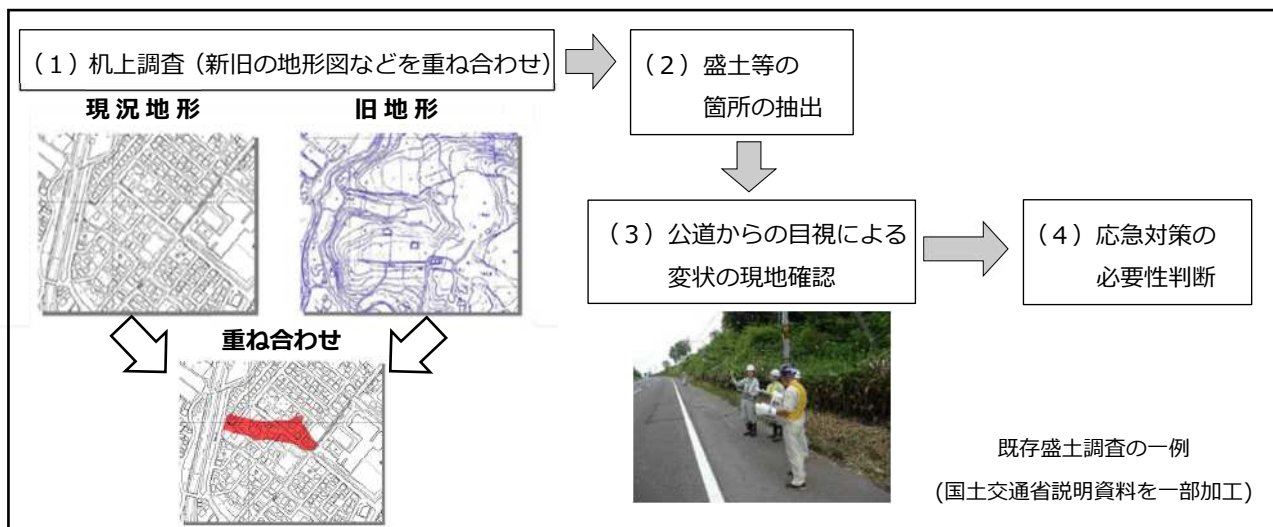
2 調査対象

市域全域における過去に行われた、次に示す一定規模以上の盛土等を対象として調査を行いました。

既存盛土等の種類	対象規模・イメージ図	既存盛土等の種類	対象規模・イメージ図
1. 谷埋め盛土	谷や沢を埋めた面積が 3,000㎡以上の盛土 	3. 平地盛土	1.2に該当しない面積が 3,000㎡以上の盛土 
2. 腹付け盛土	盛土をする前の地山の傾斜が 20°以上で、高さ 5m 以上の盛土 	4. 切土 (3,000㎡)	面積が 3,000㎡以上の切土 
		5. 切土 (5m)	切土を含み、傾斜が 30°以上で高さ 5m 以上の斜面 

3 調査方法

国が示した次の流れに沿って、調査を行いました。



4 机上調査（既存盛土等の分布調査）の結果

市内で 1,997 箇所の既存盛土等が確認されました。（川崎区：0 箇所、幸区：8 箇所、中原区：24 箇所、高津区：243 箇所、宮前区：618 箇所、多摩区：321 箇所、麻生区：783 箇所）

※抽出した既存盛土等は盛土等が行われた事実を示すものであり、必ずしも危険な箇所を示すものではありません。

※調査に使用した地形図等は、精度にばらつきがあるため、既存盛土等の位置はおおむねの位置を示したものです。

5 応急対策の必要性判断の結果

既存盛土等分布調査を行った 1,997 箇所について、公道からの目視確認により応急対策の必要性の判断を行った結果、応急対策の必要となる盛土等は確認されませんでした。

6 公表場所

市ホームページ「盛土規制法に基づく基礎調査（既存盛土等調査）の結果について」

※市ホームページについては、下記 URL または二次元コードからアクセスできます。

URL <https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000180108.html>



7 今後の対応

川崎市では、おおむね 5 年ごとに行う基礎調査の実施に併せて「経過観察」を行うなど、必要に応じた対応を行ってまいります。

問合せ先

川崎市まちづくり局指導部宅地企画指導課 柴

電話 044—200—3809